

中野区道路占用料等徴収条例（昭和 2 8 年中野区条例第 1 9 号）新旧対照表

改正案	現行
第 1 条・第 2 条 （略） （占用料の減免） 第 3 条 区長は、次の各号に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により、占用料の額の全部又は一部を免除することができる。 (1) 法第 3 5 条に規定する事業（道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「令」という。）第 1 8 条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 6 条に規定する公営企業に係るもの (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）に規定する鉄道事業者がその鉄道事業の用に供する施設 (3) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 条第 1 項に規定する都市計画施設 (4) 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する通路 (5) 沿道から道路に出入するために設置する通路その他これに類する施設 (6) ガス、電気、電話、水道、下水道等の各戸引込管線類 (7) 祭典その他恒例により設置する施設 (8) 前各号のほか区長が特に必要があると認めるもの 第 4 条～第 6 条 （略）	第 1 条・第 2 条 （略） （占用料の減免） 第 3 条 区長は、次の各号に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により、占用料の額の全部又は一部を免除することができる。 (1) 法第 3 5 条に規定する事業（道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「令」という。）第 1 8 条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 6 条に規定する公営企業に係るもの (2) <u>日本郵政公社が日本郵政公社法（平成 1 4 年法律第 9 7 号）第 1 9 条第 1 項に規定する業務の用に供する占用物件</u> (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）に規定する鉄道事業者がその鉄道事業の用に供する施設 (4) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 条第 1 項に規定する都市計画施設 (5) 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する通路 (6) 沿道から道路に出入するために設置する通路その他これに類する施設 (7) ガス、電気、電話、水道、下水道等の各戸引込管線類 (8) 祭典その他恒例により設置する施設 (9) 前各号のほか区長が特に必要があると認めるもの 第 4 条～第 6 条 （略）

別表（第2条関係）

占用物件			単位	占用料	占用物件			単位	占用料
令第7条 第9号及び第10号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	土地の価格に0.006を乗じて得た額	令第7条 第9号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は高架下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	土地の価格に0.006を乗じて得た額	
		階数が2のもの		土地の価格に0.008を乗じて得た額				土地の価格に0.008を乗じて得た額	
		階数が3のもの		土地の価格に0.011を乗じて得た額				土地の価格に0.011を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの		土地の価格に0.012を乗じて得た額				土地の価格に0.012を乗じて得た額	
	その他のもの			土地の価格に0.024を乗じて得た額		その他のもの			土地の価格に0.024を乗じて得た額
備考									
1・2（略）									
3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。									
4～8（略）									
附 則									
この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。									

備考									
1・2（略）									
3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置するもの以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。									
4～8（略）									